

共同第25号

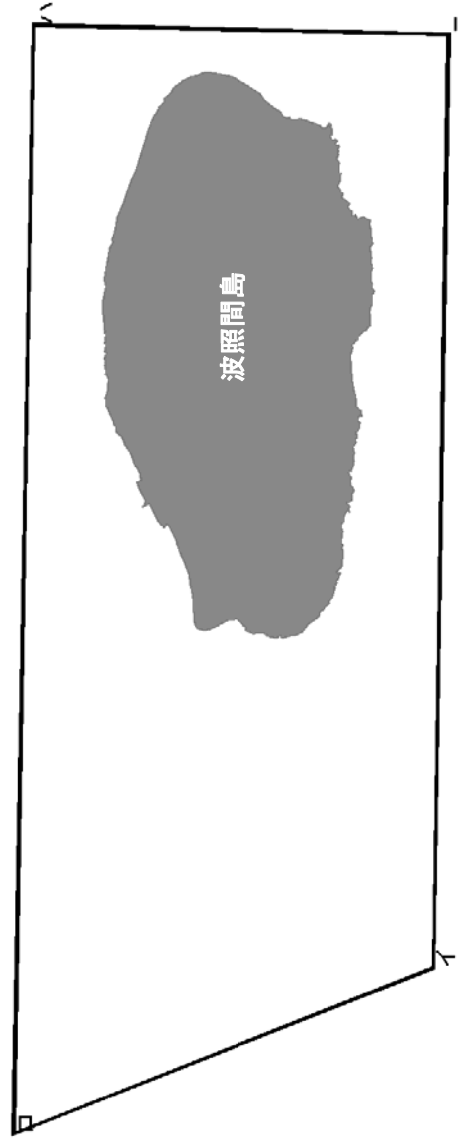
共同漁業権

波照間島周辺を囲んだ沿岸水域

イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

点名	緯度	分	度	経度	分
イ	24	2.393	123	43.167	
ロ	24	4.791	123	42.154	
ハ	24	4.687	123	48.923	
ニ	24	2.315	123	48.866	

世界測地系



漁場番号 共同第25号

漁業権者 八重山漁業協同組合

漁業種類 第一種共同漁業

漁業の名称 及び時期	イセエビ漁業	7月1日から翌年3月31日まで
	ナマコ漁業	1月1日から12月31日まで
	シャコガイ漁業	9月1日から翌年5月31日まで
	タカセガイ漁業	1月1日から12月31日まで
	ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで
	サザエ漁業	1月1日から12月31日まで

漁業種類 第二種共同漁業

漁業の名称 及び時期	固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで
---------------	---------	----------------

漁場の位置 波照間島周辺を囲んだ沿岸水域

漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 2.393'	123° 43.167'	24° 2' 23.6"	123° 43' 10.0"
ロ	24° 4.791'	123° 42.154'	24° 4' 47.5"	123° 42' 9.2"
ハ	24° 4.687'	123° 48.923'	24° 4' 41.2"	123° 48' 55.4"
ニ	24° 2.315'	123° 48.866'	24° 2' 18.9"	123° 48' 52.0"

ただし、次の区域は除外する。

(波照間漁港)

緯度24度3.942分経度123度45.849分のA点、緯度24度4.061分経度123度45.797分のB点、緯度24度4.101分経度123度45.879分のC点、緯度24度4.164分経度123度45.926分のD点、緯度24度4.275分経度123度46.076分のE点、緯度24度4.379分経度123度46.069分のF点、緯度24度4.393分経度123度46.090分のG点、緯度24度4.298分経度123度46.226分のH点、緯度24度4.063分経度123度46.189分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

制限又は条件 国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

関係地区 石垣市及び竹富町